

機密性2 完全性1 可用性1

達示第 21 号

平成20年9月10日

札幌刑務所長 北 崎 一 夫

被収容者の外部交通に関する実施細則について

標記について、別添のとおり定め、即日実施する。

おって、平成18年5月24日付け達示第14号「受刑者の外部交通に関する実施細則について」は廃止する。

被収容者の外部交通に関する実施細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、被収容者の外部交通を適正かつ効果的に実施することを目的とし、札幌刑務所（以下「当所」という。）における外部交通の実施については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、被収容者の外部交通に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令）及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号法務省矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」によるほか、この細則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この細則において使用する用語は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1)「法」・・・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）
- (2)「規則」・・・刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）
- (3)「訓令」・・・被収容者の外部交通に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令）
- (4)「通達」・・・平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号法務省矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」

(外部交通についての留意事項)

第3条 受刑者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び電話による通信）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

- 2 未決拘禁者の外部交通は、その防御権及び弁護人等の秘密交通権に適切に配慮するとともに、不適切な外部交通によって逃走又は罪証隠滅が行われるなど

勾留目的を阻害するようなことのないよう十分留意しなければならない。

- 3 前2項に定める目的を達成するため、外部交通を担当する職員は、面会、信書の発受及び電話による通信を通して受刑者の心情把握に努め、関係職員と連携をとらなければならない。

第2章 面会

第1節 受刑者等の面会の相手方等

(面会の相手方)

第4条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。以下この節において同じ。）については、法第111条第1項に定める次の者から面会の申出があったときは、法第148条第3項（外国語による面会等）又は第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

- (1) 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る受刑者の用務の処理のため面会することが必要な者（「通達」1の(2)を参照のこと。）
- (3) 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者（「通達」1の(4)を参照のこと。）

2 法第111条第2項に定める前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、調査の結果、その者との交友関係の維持、その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すものとする（「通達」1の(5)を参照のこと。）。

(面会の相手方の届出)

第5条 受刑者に対し、面会の申出がなされた場合に面会の円滑な実施を図るた

め、あらかじめ、面会を希望する者及び面会を希望しない者について、次に掲げる事項を記載した外部交通（面会・信書）相手等申告表（別紙様式1）を提出させるものとする。

- (1) 氏名、住所、生年月日及び職業
- (2) 本人との関係
- (3) 予想される面会の目的、その他面会することを必要とする事情
- (4) 面会を希望しない理由又は事情

2 前項の届出が真正なものであることを確認するため必要があるときは、受け持ちの各区等の統括矯正処遇官（以下「担当統括」という。）又は主任矯正処遇官（以下「担当主任」という。）は、受刑者から事情を聴取するほか、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

第2節 未決拘禁者等の面会の相手方等

第6条 未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。）について、他の者から面会の申出があったときは、法第148条第3項（外国語による面会等）又は第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

2 各種被収容者について、他の者から面会の申出があったときは、法第148条第3項（外国語による面会等）又は第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

第3節 死刑確定者の面会の相手方等

第7条 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。以下この節において同じ。）については、法第120条第1項に定める次の者から面会の申出があったときは、法第148条第3項（外国語による面会等）又は第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者については、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

- (1) 死刑確定者の親族

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る受刑者の用務の処理のため面会することが必要な者

(3) 面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者

2 法第120条第2項に定める前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、調査の結果、その者との交友関係の維持、その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができるものとする。

(面会の相手方の届出)

第8条 死刑確定者に対する面会の相手方の届出については、第5条の規定を準用する。

第4節 面会の申出等

(面会の申出書の提出)

第9条 被収容者に対し面会の申出があった場合は、面会申出者に対し、次に掲げる事項を記載した面会申出書(別紙様式2)を提出させるものとする。

(1) 面会申出者の氏名、生年月日、住所及び職業

(2) 面会を希望する被収容者の氏名及びその者との関係

(3) 面会の目的

2 前項の届出が真正なものであることを確認するため必要があるときは、担当統括等は、面会の申出者から事情を聴取するほか、同項に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

3 面会申出書は、1回につき1枚の提出とする。

4 同日中に、複数の被収容者との面会を申し出る者は、1人目の被収容者との面会が終了した後に、次の面会の受付を行うこと。2人以上の場合も同様の手続を経ること。

5 面会実施の順番については、被収容者の事情等で前後する場合はあるが、面会申出者の事情等で前後させることは、原則として認めない。

(面会実施のための調査)

第10条 担当統括等は、受刑者及び死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。）の面会の実施に当たり、次に掲げる調査を行うものとする。

(1) 法第111条第1項及び法第120条第1項に規定する者との面会

第5条及び第7条の規定に基づく届出のあった者以外の者から面会申出書の提出があったときは、必要に応じて当該申出者から事情を聴取するものとする。

(2) 法第111条第2項及び法第120条第2項に定める面会の実施に当たっては、面会申出者の身元を確認するとともに、次に掲げる事項について調査するものとする。

ア 受刑者の改善更生について理解があるかどうか。

イ 受刑者の激励等の意図を有すると認められるかどうか。

ウ 未決時の外部交通の状況その他の事情から、受刑者と良好な関係にあるかどうか。

エ 暴力団員又はその関係者でないことが明らかかどうか。

オ 死刑確定者の心情に与える影響等があるかどうか。

第5節 面会を許さない場合の告知等

(面会の辞退の勧告等)

第11条 担当統括等は、被収容者に対する面会の申出があった場合において、接見禁止決定を受けている者等法の規定により面会が許されないと認められる場合又は保護室に収容されている者等本人の心身の状況その他の理由により面会の実施が困難と認められる場合には、その旨を面会申出者に告げ、面会の辞退を促すものとする。

2 担当統括等は、第1項の接見禁止決定を受けている者及び保護室に収容されている者等の法の規定により面会ができない場合については、面会申出者に対して面会の辞退を強制することになるが、勧告を実施するに当たっては、面会申出者の理解を得られるよう配慮すること。

(面会を許されない場合の告知)

第12条 担当統括等は、被収容者に対する面会の申出があった場合において、法の規定により面会を許さないときは、被収容者に対し、面会を許さなかった日

及び相手方の氏名について告知すること。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には、氏名を省略して告知すること。

第6節 面会の立会い等

(受刑者の面会の立会い等)

第13条 受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この条において同じ。)に対する面会の立会い等(面会の立会い又は面会状況の録音若しくは録画をいう。以下同じ。)は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合に行うものとし、漫然と立会い等を行わせることのないように留意しなければならない。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をしないものとする。

- (1) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し、調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員
- (2) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し、弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士

2 面会状況の録音又は録画は、次に掲げる取扱いとする。

- (1) 立会いのみでは足りず、詳細に面会内容を記録する必要がある場合、又は立会い職員が確保できない場合、立会いを省略する場合でも録音する必要がある場合、その他必要がある場合に、録音・録画により面会状況を記録するものとする。
- (2) 録音又は録画をした場合における記録媒体の取扱いは、原則として以下のとおりとする。
 - ア 録音又は録画をした内容については、必要に応じて確認すること。
 - イ 録音又は録画をした場合において、面会が特に問題なく終了したときは、内容の検査を省略して差し支えないこと。
 - ウ 録音又は録画したデータは、必要と認める場合を除き、上書き消去するものとする。必要と認める場合は、同データを別途記録媒体に保

存し、当該保存されたデータについては、「面会に関する書類」として3年間保存するものとする。

エ 記録媒体の管理は、首席矯正処遇官（処遇担当）が施設可能なロッカー等に保管して管理し、破損、紛失、内容の消滅等のないようにすること。（未決拘禁者等の弁護士等以外の者との面会の立会い等）

第14条 未決拘禁者（受刑者としての地位を有するものを含む。以下この条において同じ。）の弁護士等以外の者との面会については、立会い等を行うものとする。ただし、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪障隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めた上で立会い等を省略すること。

2 未決拘禁者が法第112条各号（前条第1項各号）に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をしないものとする。

3 面会の状況の録音又は録画を行う場合については、前条第2項と同様とする。（死刑確定者の面会の立会い等）

第15条 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。以下この条において同じ。）の面会については、面会（未決拘禁者としての地位を有するものについては、弁護士との面会を除く。）の立会い等を行うものとする。ただし、死刑確定者の訴訟その他の正当な利益の保護のため、その立会い等させないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるときはこの限りでないが、立会い等の措置を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められるかどうか、死刑確定者の心情を把握するため立会い等の措置を執ることが必要であるかどうか個別に検討すること。

2 面会の状況の録音又は録画を行う場合については、第13条第2項と同様とする。

（各種被収容者の面会の立会い等）

第16条 各種被収容者に対する面会の立会い等は、第13条の規定を準用する。この場合において、第1項中「受刑者の矯正処遇の適切な実施その他」とある

のは「その他」と読み替えるものとする。

(面会の立会いを省略した場合の戒護)

第17条 面会の立会いを省略した場合、面会の実施に当たる職員(以下「面会担当者」という。)は、面会の状況を視察しなければならない。

第7節 面会の一時停止等

(面会の一時停止等の要件)

第18条 面会担当者は、受刑者又は死刑確定者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この条において同じ。)の面会について、法第113条第1項に定める次のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止(以下「一時停止等」という。)するものとする。

(1) 受刑者、死刑確定者又は面会の相手方が次のア又はイのいずれかに該当する行為をするとき

ア 面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様に関する制限に違反する行為

イ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

(2) 受刑者、死刑確定者又は面会の相手方が次のアからオまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの(死刑確定者を除く。)

オ 特定の用務処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 面会担当者は、未決拘禁者(受刑者としての地位を有するものを除く。以下この条において同じ。)の面会について、法第117条において準用される法第113条第1項に定める次のいずれかに該当する場合には、一時停止等の措置を執るものとする。ただし、未決拘禁者と弁護人等の面会については、前項第1号イに該当する場合に限り、一時停止等の措置を執ることができるものとする

る。

- (1) 未決拘禁者又は面会の相手方が前項第1号ア又はイのいずれかに該当する行為をするとき
- (2) 未決拘禁者又は面会の相手方が次のアからエまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。
 - ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの
 - イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
 - ウ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
 - エ 罪障の隠滅の結果に支障を生ずるおそれのあるもの

3 第1項の規定は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会について準用する。この場合において、第1項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか（弁護士等との面会の場合にあっては、第1号イに限る。）」と、同項第2号エ中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の面会について準用する。この場合において、第1項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか（弁護士等との面会の場合にあっては、第1号イに限る。）」と、同項第2号エ中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と読み替えるものとする。

5 第1項（第2号エ及びオを除く。）の規定は、各種被収容者の面会について準用する。

6 被告人又は被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）が弁護士等と面会する場合については、第2項ただし書の規定を適用する。

（面会の一時停止等の態様）

第19条 面会担当者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、被収容者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるときは、訓令第4条第1項の規定により、被収容者又は面会の相手方の行為又は発言を制限して警告するものとし、注意を促すことでは足りない場合、又は被収容者若しくは面会の相手方が職員の制止・注意に従わず、面会を一時停止する場合には、必要に応じ、次に

掲げる措置を執るものとする。

- (1) 被収容者及び面会の相手方に対し、その場で静かに待機するよう命じること
 - (2) 被収容者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。
 - (3) 被収容者又は面会の相手方に対し、面会の場所からの退出を命じること。
- 2 面会担当者は、前項により面会を一時停止したときは、訓令第4条第3項の規定により、速やかに、担当統括等に面会の状況等を口頭で報告し、面会表にその旨を記録しなければならない。
- 3 面会担当者から報告を受けた担当統括等は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見を所長に報告するとともに、一時停止の措置を執ったことにより、面会の円滑な実施に支障が生ずることのないよう必要な措置を執らなければならない。
- 4 被収容者と弁護士等との面会の一時停止については、被収容者が面会室内で大声を出し続けて他の面会室で実施されている面会に支障を生じさせたり、器物を損壊するような行為に及んだ場合や、弁護士等が自己の携帯電話を使用して被収容者と外部の者との間で通話させるような行為に及んだ場合等が想定されるが、その権限はあくまでも刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な限度で行使されなければならない。また、秘密交通権の重要性にも十分配慮する必要がある。殊更に面会の状況を監視しようとしたりすることは適切ではなく、謙抑的な運用に努めること。

第8節 面会に関する制限

(面会の相手方の人数制限)

第20条 面会の相手方の人数は、原則として3人までとする。

- 2 被収容者の弁護士等との面会の人数は、3人以内とするが、弁護士等から4人以上の申出がある場合においても、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。

(面会の場所)

第21条 面会の場所は、面会室(面会の相手方の身体の接触を防止する構造及び設備を有する室をいう。以下同じ。)その他指定した場所とする。

(面会の申出の日及び面会の受付時間帯)

第22条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、原則として、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後4時までの時間帯(午前11時30分から午後1時までの時間帯を除く。)とする。ただし、面会の申出の受付を行う日に変更となる場合には、少なくともその月の初日の1月前までに被収容者に告知するとともに、刑事施設内の公衆の見やすい場所に掲示する方法その他の方法により公告するものとする。

(面会の日及び面会の実施時間帯)

第23条 面会を実施する日及び時間帯は、原則として、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後4時30分までの時間帯(原則として午後零時から午後1時までの時間帯を除く。)とする。ただし、実施状況に遅延が生じた場合は、その状況に合わせて適宜対応するものとする。

2 弁護士等から前項の規定によらない時間帯の面会実施の申出がある場合には、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。ただし、夜間及び休日については、第11節で定める。

(面会の時間)

第24条 面会の時間は、30分を下回らない範囲で実施するものとする。

2 面会の申出状況、その他の事情にかんがみ、面会時間を制限する場合における面会時間は、5分を下回ってはならない。

3 受刑者の矯正処遇の適切な実施を確保するため又は被収容者の防御権を確保するためその他特に必要があると認める場合には、面会時間を30分以上に延長することができるものとする。

(面会の回数)

第25条 受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを含む。以下)の面会の回数は、原則として1月に2回とするが、優遇措置等により増加するものとする。

2 死刑確定者(未決拘禁者としての地位を有するものを含む。)、未決拘禁者(受刑者としての地位を有するものを除く。)又は各種被収容者と弁護士等以外の者との面会回数は、原則として1日に1回とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、受刑者の矯正処遇の適切な実施を確保するため又は被収容者の防御権を確保するためその他特に必要があると認める場合には、定められた回数を超えて面会を許すことができるものとする。

(面会の申出者等の遵守事項等)

第26条 面会室の利用方法その他面会の相手方が遵守すべき事項等は別途定め、面会人待合室に掲示するものとする。

- 2 被収容者との面会を申し出る弁護士等に対し、次の事項を周知するため、弁護士待合室に掲示するものとする。

ア 刑事施設の規律及び秩序を害する行為をする場合には、面会を一時、停止させたり、終了することがあること。

イ 録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

ウ カメラ、ビデオカメラ、携帯電話を使用しないこと。ただし、特段使用しなければならぬ理由がある場合には、事前に申し出を行うこと。

第9節 面会の記録

(面会の記録)

第27条 面会担当者は、面会を行った場合には、面会表に、面会の日時、面会の相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 立会い等をしなかった場合

法第112条ただし書き及び同第116条第2項(これらの規定を法において準用する場合を含む。)に規定する特別の事情があるときは、被収容者又は面会の相手方から聴取した面談の要旨を記載する。

- (2) 立ち会った場合

面談の要旨を記録する。

- (3) 録音又は録画をした場合(立ち会った場合を除く。)

特に必要があるときは、被収容者若しくは面会の相手方から聴取した面談の要旨又は録音若しくは録画により確認した面談の要旨を記録する。

- (4) 被収容者の弁護士等との面会の場合

その旨を記録する。

第10節 被害者との面会

(被害者等との面会)

第28条 被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）と加害者たる受刑者との面会については、次のとおりとする。

- (1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払い意思の確認を求めることを含む。）を目的とする場合には、法第111条第1項第2号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会を許すことが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとする。
- (2) 被害者等が前号の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、原則として、法第111条第2項に該当するものとして、面会を許すものとする。
- (3) 前2号のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、前第1号の場合については面会を許すものとし、前第2号の場合については、受刑者の心身の状態や矯正処遇の実施状況、事件に対する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許すものとする。
- (4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは、通常的面会と同様、面会をさせないものとする。

第11節 夜間等の未決拘禁者と弁護士等の面会

(未決拘禁者と弁護士等との面会等)

第29条 夜間（平日における、執務時間終了時以後午後8時までの時間。）及び休日の未決拘禁者と弁護士等（弁護士でない者にあつては、弁護士に選任することにつき裁判所の許可がされた後に限られる。）との面会等については、平成19年5月25日付け法務省矯成第3246号矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等の取扱いについて」に基づき、第30条ないし第33条のとおり実施する。

(被疑者の夜間休日面会)

第30条 夜間における被疑者の弁護人等との面会は、原則として第33条の事前予約がなされている場合に限り、平日の夜間（午後5時から午後8時までの時間。以下同じ。）においても実施させること。

2 休日における被疑者の弁護人等との面会は、次の各号のとおりとすること。

(1) 収容後の弁護人等との初めての面会

土曜日及び日曜日並びにこれと連続する休日における、平日の執務時間と同一の時間

(2) 収容後の弁護人等との第2回目以降の面会

土曜日の午後零時30分まで（当日の午前11時まで予約された場合も受け付ける）

(3) 余罪捜査中の被告人又は受刑者であって、被疑者として逮捕又は勾留されている場合

上記(2)と同様

(被告人の夜間休日面会)

第31条 夜間における被告人（未決拘禁者としての地位を有する被収容者で、公訴を提起されている者をいう。以下同じ。）の弁護人等との面会は、次の各号に掲げる場合において、原則として第33条の事前予約がなされている場合に限り、夜間においても実施させること。

(1) 当該面会希望日から起算して5日以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日を含む。以下同じ。）が指定されている場合

(2) 上訴期限又は控訴趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から起算して5日以内に迫っている場合

2 休日における被告人の弁護人等との面会は、次の各号に掲げる場合において、原則として第33条の事前予約がなされている場合に限り、土曜日の午前中についても実施させること。

(1) 当該面会希望日から起算して2週間以内に公判期日が指定されている場合

(2) 上訴期限又は控訴趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から起算して2週間以内に迫っている場合

(例外的取扱い)

第32条 前第30条及び同31条にかかわらず、次の事情が存する場合であって、平日の執務時間内に面会を実施することが困難なときには、夜間又は休日（平日の執務時間と同一の時間）にも弁護士等との面会を実施する。

- (1) 弁護士等が遠隔地から来訪する場合
- (2) 通訳を要する事案において、通訳人が遠隔地から来訪する場合
- (3) 未決拘禁者から、弁護士等に対し、別件の被疑事件について取調べを受けたので至急面会したい旨の信書（電報及びファクシミリを含む。）が休日又はその直前に届いた場合
- (4) その他上記に準ずる緊急性及び必要性が認められる場合

(事前予約)

第33条 事前予約の受付日等については、次の各号に留意すること。

- (1) 夜間休日面会を希望する弁護士等は、原則として、当該面会希望日の直近の平日の執務時間内に、施設に対して事前予約がなされることとされていること。
- (2) 前号にかかわらず、休日面会の事前予約が直近の平日の執務時間内になされなかった場合においても、次の場合については、面会希望日当日であっても事前予約を受け付けること。
 - ア 被疑者の休日（イの場合を除く。）面会であって、平日の執務時間と同一の時間内に実施されるもの
当日の午後3時30分まで
 - イ 被告人又は被疑者の休日面会であって、土曜日の午前中に実施されるもの
当日の午前11時まで
- (3) 前第1号にかかわらず、夜間面会の事前予約が直近の平日の執務時間内になされなかった場合においても、次の場合については、それぞれ当該各号に定める時点まで事前予約を受け付けること。
 - ア 当該面会希望日当日に面会の必要が生じた場合（イの場合を除く。）
当日午後3時30分まで
 - イ 当該面会希望日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定さ

れている場合

当該面会希望日の執務時間まで

- (4) 未決拘禁者の弁護人等との電話による通信については、当該電話通信希望日の前日（前日が平日でない場合は、直近の平日）の午後4時までに事前予約を行うこと。

第3章 信書の発受

第1節 受刑者等の信書の発受

（信書の発受）

第34条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。次条及び第36条において同じ。）が信書を発受することは、法第3款第1目（信書の発受の禁止又は信書の内容による差止め等）、法第148条第3項（外国語による面会等）及び又は第12節（賞罰）の規定による場合のほか、これを禁止し、差止め、又は制限してはならない。ただし、未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

（信書の検査）

第35条 信書の検査は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この条及び第37条において同じ。）の心身の状態及び行状、制限区分、刑の執行状況、矯正処遇の実施状況、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮し、必要と認める場合に検査を行うものとし、漫然と検査を行うことのないよう留意しなければならない。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(2) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

(3) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し

弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下において同じ。）との間で発受する信書

（信書の発受の禁止）

第36条 法第128条の規定により、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、施設の規律秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止するものとする。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、受刑者との信書の発受を禁止することができる相手方としては、例えば、受刑者、暴力団等の反社会性集団に属する者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者等が考えられるが、その判断は、一律に行うことなく、受刑者との関係等も考慮しつつ、個別具体的に行うものとする。

3 信書の発受に関する業務を円滑に行うため、前項の規定により信書の発受を禁止した者の氏名、住所その他参考必要事項を取りまとめ、書信表に貼付するものとする。

（信書の差止め等）

第37条 信書の検査に当たる職員（以下「書信担当職員」という。）は、検査の結果、受刑者の発受する信書の全部又は一部が法第129条第1項各号に定める以下の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、速やかに、その旨及び該当すると判断した部分について、当該信書を添えて報告しなければならない。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
- (2) 発受によって、刑罰法令に触れることになり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
- (6) 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき

2 前項の規定に基づく報告があった場合において、必要と認めるときは、当該信書の差し止め、又はその一部削除、若しくは抹消に関し、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める措置を決定する。

- (1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合

当該箇所の削除又は抹消すること。

なお、削除又は抹消の方法によることとした場合は、原則として抹消の方法によるものとし、当該箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとする。

- (2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が書信全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合

当該信書の差し止めをすること。

3 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの又は第35条第2項第3号に該当する信書については、その部分の全部又は一部が前第1項の第1号から第3号までのいずれかに該当する場合に限って、その発受の差し止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消（以下「差し止め等」という。）の措置を講ずることができるものとする。

4 担当統括等は、前項の決定を受け、法第132条1項又は第2項の規定により差し止めた信書等を保管するほか、次の各号に掲げる場合に依り、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

- (1) 差し止めを決定した場合

担当統括等は受刑者に対し、それぞれ次のア及びイに定める事項を口頭により告知する。ただし、受信書を差し止めた場合において、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないものとする。

ア 発信書 差し止めを決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

(2) 削除を決定した場合

担当統括等は次のア又はイの措置を執ること。

ア 該当箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を受刑者に交付し、又は発送すること。

イ 受刑者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。

(3) 抹消を決定した場合

担当統括等は次のア又はイの措置を執ること。

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、当該信書を受刑者に交付し、又は発送すること。

イ 受刑者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。

5 信書の発受の相手方が法第128条により信書の発受を禁止できる者であることが判明した場合における発受を禁止する手続きは、前4項1号の差止めの場合に準じるものとする。

6 担当職員は、発受を差し止めた信書及び信書を削除し、又は複製した部分については、その旨を明示した上で、会計課に引き継ぎ、領置倉庫その他の適当な場所において保管するものとする。

7 発信書の内容が第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、信書の差止め、一部削除又は抹消の手続きを行う前に、当該受刑者に対し書き直し等を指導することは差し支えないが、強制にわたることのないよう留意する。

書き直し等の指導を行う手続は、別に定める。

第2節 未決拘禁者の信書の発受

(信書の発受)

第38条 未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。

第40条第1項において同じ。）が信書を発受することは、法第3款第1目（信書の発受の禁止又は信書の内容による差止め等）、法第148条第3項（外国語による面会等）及び又は第12節（賞罰）の規定による場合のほか、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。ただし、未決拘禁者としての地位

を有する受刑者については、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

(信書の検査)

第39条 未決拘禁者(受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを含む。以下この条において同じ。)が発受する信書については、第3項に規定する場合を除き、検査を行うものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 未決拘禁者が弁護士等から受ける信書

(2) 未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(3) 未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書

3 未決拘禁者が発受する信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、あらかじめ検察官の意見を求めた上で、第1項の検査を省略することができるものとする。

(信書の差止め等)

第40条 未決拘禁者の発受する信書の差止め等に関しては、第37条(第4項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第31条第1項第6号中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、同条第3項中「第1号から第3号まで」とあるのは「第1号から第3号まで又は第6号」と読み替えるものとする。

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の発受する信書の差止め等に関しては、第37条の規定を準用する。この場合において、第37条第1項第6号中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と、同条第3項中「第1号から第3号までのいずれかに該当する場合」とあるのは「第1号から第3号までのいずれかに該当する場合又は信書の発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがある場合」と読み替えるものとする。

3 未決拘禁者（受刑者若しくは死刑確定者としての地位を有するもの又は被告人若しくは被疑者である被収容者であって未決拘禁者としての地位を有しないものを含む。）の発受する信書の差止め等に当たっては、防御権にも配慮した慎重な対応が必要であることに加え、発信する相手方が被害者等を含む刑事事件の関係者である場合には、脅迫等のほか、証人等威迫罪（刑法第105条の2）にも該当する可能性があるところ、未決拘禁者の発受する信書がこれらの刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について、刑事施設において的確な判断が困難な場合は、必要に応じ、検察官に対し適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談すること。

なお、上記執るべき措置については、法に基づく差止め等のほか、刑事訴訟法第81条による授受の禁止等の措置も考えられることに留意すること。

第3節 死刑確定者の信書の発受

（信書の発受）

第41条 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。次条及び第36条において同じ。）が信書を発受することは、法第3款第1目（信書の発受の禁止又は信書の内容による差止め等）、法第148条第3項（外国語による面会等）及び又は第12節（賞罰）の規定による場合のほか、これを禁止し、差止め、又は制限してはならない。ただし、未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

（信書の検査）

第42条 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この条において同じ。）が発受する信書については、検査を行うものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 死刑確定者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(2) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に

関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

- (3) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下において同じ。）との間で発受する信書
(信書の差止め等)

第43条 死刑確定者の発受する信書の差止め等に関しては、第37条（第1項第6号を除く。）の規定を準用する。

第4節 各種被収容者の信書

(信書の発受)

第44条 各種被収容者が発受する信書については、法第3款第1目（信書の発受の禁止又は信書の内容による差止め等）、第148条第3項（外国語による面会等）及び又は第12節（賞罰）の規定による場合のほか、これを禁止し、差止め、又は制限してはならない。

(信書の検査等)

第45条 信書の検査は、各種被収容者の心身の状態及び行状、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮し、必要と認める場合に検査を行うものとする。ただし、第35条第2項各号に掲げる信書については、同項の規定を準用するものとする。

2 各種被収容者の発受する信書の差止め等については、第37条（第1項第6号及び第5項を除く。）の規定を準用する。

第5節 信書に関する制限

(発信回数)

第46条 受刑者の発信（未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、弁護人等に対して発するものを除く。）回数は1月に4回以上とするが、優遇措置により同回数は増加するものとする。

なお、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他相当と認める場合には、定められた回数を超えて発信を許すことができる。

2 未決拘禁者、死刑確定者及び各種被収容者の発信回数は、1日につき2通と

する。ただし、緊急の必要があると認める場合には、定められた通数を超えて発信を許すことができるものとする。

3 被収容者が発信を申請する信書の通数についての制限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。

- (1) 委員会に対して提出する書面
- (2) 審査の申請、再審査の申請、法第163条第1項又は第165条第1項の規定による申告及び苦情の申出の書面
- (3) 被告人又は被疑者である被収容者であって未決拘禁者としての地位を有しないものについて、弁護士等に対して発する信書
- (4) 領事館又は領事機関に対して発する信書
(信書の作成時間)

第47条 信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、余暇時間内とする。

(封筒・便せん等の規格)

第48条 被収容者が使用する封筒・便箋は、以下のとおりとする。

- (1) 封筒は一重のものとする。
- (2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は通常の便せんとする。
- (3) 筆記用具は、所持使用を許可されている筆記用具を使用すること。

2 前項第2号に掲げる便せんは、受刑者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、弁護士等に対して発するものを除く。）は原則として5枚までとし、未決拘禁者及び死刑確定者については原則として7枚までとすること。

3 第1項2号に掲げる便せん1枚に記載する字数は、おおむね400字とすること。

(発信書の代筆)

第49条 被収容者が信書を作成する場合において、他の被収容者に代筆させることは許さないものとする。

2 自書することができない被収容者が代筆により信書の作成を希望するときは、職員に代筆させるものとする。

(被収容者が発する信書を受け付ける日及び時間帯等の制限)

第50条 被収容者が発する信書を受け付ける日及び時間帯等については、次のと

おりとする。

(1) 被収容者が発する信書を受け付ける日

平日とし、受刑者については平日の指定した日とする（週に1回以上）。

(2) 被収容者が発する信書を受け付ける時間帯

平日の指定した時間とする。

(3) 被収容者が発する信書を1日に受け付ける通数

2通までとする。

(被収容者の信書の発受の方法)

第51条 被収容者が発する信書について、次のいずれかに該当する場合は、発信を許さないものとする。

(1) 郵便法（昭和23年法律第165号）第57条1項に規定する特殊取扱いにより信書を発することを希望するとき。

(2) 第一種郵便物又は第二種郵便物以外の方法で信書を発することを希望するとき。

2 被収容者が他の被収容者と共同して信書を受けたときの交付については、その一人に対してするものとする。

3 被収容者が音を発する装置のついた信書その他刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生じるおそれがある信書を受けたときは、その交付を制限するものとする。

(信書の検印)

第52条 信書の検査を行った場合には、書信担当職員は、その信書に検印を押すものとする。

(信書の発受の記録)

第53条 被収容者が発受する信書については、書信担当職員は、書信表に発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するとともに、信書の検査については次の各号に掲げる場合に応じ、その信書の要旨を記録するものとする。

(1) 検査を行わなかった場合

その旨を書信表に記録する。

(2) 第35条第2項の規定による確認のための検査にとどめた場合

その旨を書信表に記録する。

(3) 検査の結果、特に問題がなかった場合

ア 要旨の記録を省略する。

イ 「近況報告」、「安否伺い」等簡潔に記録する。

2 上記(1)ないし(3)以外の場合

要旨を記録する。

3 未決拘禁者の弁護士等あて信書については、特別の事情がない限り、要旨の記録は省略し、又は「裁判の件」等簡潔な記載にとどめるものとする。

(被害者との信書の発受)

第54条 被害者等と加害者たる受刑者の発受については、次のとおりとする。

(1) 一般に被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、信書の発受が禁止される者には該当しないこと。

(2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払(示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。)に関するものである場合には、受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができないこと。

(3) 被害者等と発受する信書については、検査を行うものとする。

(4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消することなく交付するものとする。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるときに該当するものとして、差し止めるものとする。

なお、当該書信を差し止めた後、矯正処遇の実施等により受刑者の心情が安定し、当該信書を受刑者に交付することが可能となった場合には速やかに交付すること。

(5) 被害者等あて発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等、法第129条第1項各号に該当しない場合であっても、下記の(6)の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導するものとする。ただし、受刑者が同指導に従わず、被害者等あてに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等

に対しその旨を連絡した上で、発信を許可するものとする。

- (6) 公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこととして差し支えないこと。

(発信に要する費用)

第55条 信書の発信に要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とするものとする。

(発受を禁止した信書の取扱い)

第56条 信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

- 2 信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。
- 3 前2項により保管する信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の際、その者に引き渡すものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りではない。
- 4 前項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から3年間、領置倉庫その他適宜な場所において保管するものとする。

(被収容者作成の文書図画)

第57条 被収容者作成の文書図画(信書を除く。)を他の者に交付することについては、所定の帳簿を設け、その申請の受付は月1回とし、検査の結果、問題がある場合は、当該文書図画を添えてその旨を書面で報告することとし、問題がない場合は記録を省略することができるものとする。

- 2 前項の検査の結果、問題がある場合における当該文書図画の取扱いは、信書の差止め等の手続きと同様の措置を講じるものとする。

第4章 電話による通信

(電話の使用の対象者)

第58条 電話による通信は、規則第83条各号に掲げる事由に該当する者又は規

則第50条の規定により電話による通信を許すことができる者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、許すものとする。

- (1) 電話による通信の相手方が法第111条第1項各号に掲げる事由に該当し、かつ、相手方が遠方に居住し、又は病気等のため面会することができないやむを得ない事情がある場合等、面会によらないこととする相応の事情がある場合
- (2) 法第96条第1項の規定による外部通動作業又は法第106条第1項の規定による外出若しくは外泊の実施に係る打合せを行う必要がある場合
- (3) 法第85条第1項第2号に掲げる期間において、釈放の準備に係る打合せを行う必要がある場合
- (4) 未決拘禁者が検察官及び弁護士等との打合せを行う必要がある場合
- (5) その他前3号に準じる程度に必要なかつ相当と認める場合

(電話による通信の方法)

第59条 電話による通信は、プリペイドカード方式による傍受・録音可能な発信専用(電話番号非通知設定)の固定電話機を指定する場所に設置して行わせる。

(電話の使用日時等)

第60条 電話を使用させる受刑者には、おおむね1月に100度数のプリペイドカード1枚を使用させ、午後6時から同8時30分までの間、電話の設置場所において、その度数の範囲内で電話を使用させるものとし、通話時間は他の受刑者の電話使用に支障がない範囲で使用させるものとする。ただし、未決拘禁者の検察官及び弁護士等との通信については、受信専用とし、取扱い等については、別途定める規定によるものとする。

(電話の使用手続)

第61条 受刑者に電話による通信を行わせる場合には、あらかじめ願せんに電話を使用する日時、相手方、通話内容等の必要事項等を記載させ、願い出させるものとする。

(相手方の確認等)

第62条 受刑者に電話を使用せる際には、職員が立ち会って電話をかけさせ、又は職員が電話をかけた上、相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

2 相手方が不在である等のため通話することができなかつたときは、受刑者に対し、改めて電話を使用させるものとする。

なお、必要に応じて、信書の発信等により電話をかける日時等を調整させるものとする。

(通信の確認等)

第63条 刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により通話内容を確認するための措置は、傍受又は録音とする。

(通信の一時停止及び終了)

第64条 電話による通信の確認を指示された職員は、第8条第1項各号に該当する場合において、受刑者又は電話による通信の相手方に注意することで足りるときは、受刑者又は通信の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。

2 電話による通信の確認を指示された職員は、第8条第1項各号に該当する場合において、電話による通信を一時停止する場合には、いったん電話を切るものとする。

3 電話による通信の確認を指示された職員は、第8条第1項各号に該当する場合において、電話による通信を一時停止する場合には、速やかに、その旨及び通話の状況等を報告すること。

4 電話による通信を再開する場合には、状況に応じて、後日電話をかけ直すこととしても差し支えないこと。

(電話による通信の記録)

第65条 電話による通信が行われた場合には、面会表に、電話による通信の日時、相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる傍受等の有無の別に応じて、当該各号に定める事項を記録するものとする。

(1) 傍受等をしなかつた場合

その旨(特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の内容)を記載する。

(2) 傍受した場合(傍受とともに録音した場合を含む。)

その旨及び通話の要旨を記載する。

(3) 録音した場合(傍受した場合を除く。)

その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨又は録音により確認した通話の要旨）を記載する。

- 2 電話による通信の記録は、他人へのなりすまし等の不正行為の証拠となるものであるか、通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音した内容を確認するなどし、接見表とは別に通話の詳細な内容を記録すること。

第5章 雑則

（通信に係る費用）

- 第66条 通信に係る費用は、原則として、受刑者に負担させるものとするが、受刑者に電話による通信を許すことが相当と認められる場合において、受刑者が通信の費用を負担することができないときは、料金の全部又は一部を国庫の負担とすること。

なお、外国語による通信を許す場合に、翻訳に費用を要したときの費用負担についても、同様とすること。

（外国語による面会）

- 第67条 被収容者又は面会等の相手方が国語に通じない場合には外国語による面会等を許すものとする。この場合において、必要があるときは、発言又は通信の内容の通訳又は翻訳を行う。

- 2 被収容者又はその信書の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、必要があるときは、信書の内容の翻訳を行う。

- 3 前2項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被収容者にその費用を負担させるものとする。

(1) 被収容者がある国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者と面会し、又はその者との間で信書を発受するとき。

(2) 被収容者が次の者と面会する場合

ア 被収容者の親族

イ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被収容者の身分上、

法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会等をする
が必要な者

ウ 受刑者について、その更生保護に関係のある者、その釈放後にこれを雇
用しようとする者その他の面会等又は信書の発受によりその改善更生に資
すると認められる者

エ 死刑確定者について、面会によりその者の心情の安定に資すると認めら
れる者

(3) 被収容者が次に掲げる信書の発受をする場合

ア 被収容者の親族との間で発受する信書

イ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被収容者の身分上、
法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

ウ 受刑者について、その更生保護に関係のある者、その釈放後にこれを雇
用しようとする者との間で発受する信書その他信書の発受によりその改善
更生に資すると認められる信書

エ 死刑確定者について、信書の発受によりその心情の安定に資すると認め
られる信書

4 被収容者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会等
又は信書の発受を許さないものとする。

(手話による面会等について)

第 68 条 被収容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又
は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費
用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の
負担と異なり、その費用は国庫の負担となること。

(労役場留置者及び監置場留置者への準用)

第 69 条 この規定中の被収容者に関する規定(第 4 章(電話による通信)を除く。)

は、労役場留置者及び監置場留置者について準用する。

(支所への準用)

第 70 条 札幌刑務支所、札幌拘置支所、小樽拘置支所及び室蘭拘置支所について
は、この規程を準用するものとする。

別紙様式1

外部交通（面会・信書）相手等申告表

- ※ この申告表には、あなたが外部交通（面会・書信）を希望する相手（最高16名まで）を記入できます。
- ※ 外部交通（面会・書信）を希望する相手については、必ず、氏名、住所、続柄・関係及び目的・事情を明記してください。
- ※ 続柄・関係欄については、詳細を記入してください。例えば「義兄→姉の夫、伯母→父の姉、社長→就職予定の建設会社の社長」のように記入してください。
- ※ うそは絶対に書かないこと。うそを記入した場合は、処分を受けます。
- ※ 登録人数には制限があります。
- ※ 相手方が、禁止又は不許可となった場合、その者の変わりを追加登録することは認めないので、虚偽の申告等により、制限を受けないようにしてください。

ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			
ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			
ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			
ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			
ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			
ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			
ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			
ふりがな 氏名		生年月日		職 業		続 柄 関 係	
住所				目 的 事 情			

上記の通り相違ありません。

平成 年 月 日

工場・居室

称呼番号

氏名

指印

面会申出書

平成 年 月 日 受付時間 時 分
 受付 NO,

被収容者氏名
番

面会の目的	
ふりがな	被収容者との関係
生年月日	職業
面会申出者氏名	年 月 日
住所	
ふりがな	被収容者との関係
生年月日	職業
面会申出者氏名	年 月 日
住所	
ふりがな	被収容者との関係
生年月日	職業
面会申出者氏名	年 月 日
住所	
備考	

※ 太い線の枠内に、小学生以上の方を記入してください。

面会申出書

平成 年 月 日 受付時間 時 分
 受付 NO,

被収容者氏名
番

面会の目的	
ふりがな	被収容者との関係
生年月日	職業
面会申出者氏名	年 月 日
住所	
ふりがな	被収容者との関係
生年月日	職業
面会申出者氏名	年 月 日
住所	
ふりがな	被収容者との関係
生年月日	職業
面会申出者氏名	年 月 日
住所	
備考	

※ 太い線の枠内に、小学生以上の方を記入してください。